

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者間の関係であって、互いに人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約したものをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成人であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がない、かつ、当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者と本制度及び他の自治体を実施する同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
- (2) 戸籍全部事項証明書（謄本）（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は第3条第3号に規定する要件を満たしていることが確認できる書類（宣

誓しようとする者の一方又は双方が外国籍を有する場合に限る。)

(3) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し（提示により確認できる場合を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定（以下「協定」という。）の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続することを希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) パートナーシップ宣誓申告書（以下「宣誓申告書」という。）（様式第6号）

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し

(4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し（提示により確認できる場合を除く。）

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体にパートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第7号）に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

4 宣誓書又は宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

（パートナーシップの宣誓の証明）

第6条 市長は、宣誓書又は宣誓申告書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付することによりパートナーシップ宣誓書の受領証明を行う。

（受領証の再交付）

第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を提

出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(パートナーシップの宣誓内容の変更)

第8条 受領者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証を発行するものとする。この場合において、変更前の受領証は、回収するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領者(受領証を紛失している者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)を提出するとともに、受領証を市長に返還しなければならない。ただし、一方又は双方が協定の締結自治体へ転出する場合は、この限りでない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 第3条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月17日から施行する。

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。